

第10回盛岡地方裁判所委員会・第10回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成18年11月7日(火)午後3時00分～午後5時00分

第2 開催場所

盛岡地方・家庭裁判所裁判所大会議室(5階)

第3 出席者

(委員)

赤羽哲朗, 榎戸道也, 蛭原意, 大森紀代美, 尾崎寛生, 金谷暁, 熊谷隆司, 小泉寛, 塩村公子, 志和敬子, 杉山慎治, 高橋洋子, 藤本美智, 藤原由美子, 丸山仁, 山信田寧, 山本秀樹(五十音順, 敬称略)

(盛岡地方裁判所委員会委員, 盛岡家庭裁判所委員会委員, 盛岡地方裁判所委員会・盛岡家庭裁判所委員会兼務委員)

(庶務)

佐藤地裁事務局長, 村川民事首席書記官, 武田刑事首席書記官, 太田家裁事務局長, 富山首席家裁調査官, 相馬家裁首席書記官, 及川次席家裁調査官, 島田地家裁事務局次長, 門脇地裁総務課長, 宍戸地裁総務課課長補佐, 工藤地裁庶務係長

第4 盛岡地方裁判所委員会及び盛岡家庭裁判所委員会合同議事

1 開会あいさつ(金谷委員長)

2 出席委員自己紹介

3 裁判所の取組状況報告

庶務担当から次の報告がなされた。

- (1) 法の日週間行事の活動及びその際の報道機関による取材について
- (2) 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」等のアンケート結果について
- (3) 労働審判事件の申立状況について

4 議事テーマ「裁判員が裁判に参加し易くするための方策について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち, 次の説明がなされた。

ア 裁判員制度における審理手続について(杉山委員)

イ 裁判員制度における環境整備について(庶務担当)

5 意見交換

概略, 次の意見交換がなされた。

裁判員制度における審理手続の説明において, 裁判員裁判が開始されるのに伴い,

必要な証拠だけが裁判に提出されることになる，という説明がされたが，逆の見方をすると，これまでの裁判においては，無駄な証拠が提出されていたということか。

検察官は，事件のあらゆる状況を説明しようとするため捜査によって集めた証拠のほとんどを公判に提出しているのではないかと思われる。また，弁護士も，特に争いのない事件においては，検察官が提出しようとしている証拠を，証拠として公判に提出することに同意することから，多くの証拠が提出されている。しかし，裁判所の立場から見ると，ときには判決する上で必要と思われないような証拠が提出されることもある。裁判員裁判が始まれば，証拠の必要性について説明を求め，納得できるもの以外は提出させない運用になると考えられる。裁判員裁判対象事件については，現在，公判前整理手続を実施しているが，提出される証拠はこれまでの半分程度になっている。

公益を代表している検察官の立場からすると，これまで裁判においては，必要不可欠な証拠を提出しているつもりであるが，裁判員裁判の実施を踏まえ，証拠をさらに絞れないかなど種々検討を行っているところである。

判断する者と判断を仰ぐ者との間では立場の違いがあり，判断を仰ぐ立場になると，自分の考えがあってもそれでいいのかと考えたり，また，上級審の判断はどうなるのだろうといったことを考えてしまう結果，なかなか証拠を絞り切れないということもあるのではないだろうか。

先ほどの審理手続の説明によると，裁判員対象事件の90パーセントは3日以内で審理が終わるということであったが，それ以外の事件は，どれくらいの審理日数を必要とし，あるいは，どのような事例の事件がそれに該当するのか。

昨年11月から裁判員裁判の対象となる全ての事件について公判前整理手続を実施してきたが，4日以上を要すると思われた事件はなく，裁判員裁判の対象とならない事件で4日以上を要するものが1件だけあった。この事件は10月から週に1回のペースで公判が実施されているが，判決までに半年を要する見込みであり，仮に連日的に開廷したとしても，1，2か月は要する。このような事件を審理するためには，補充員の方を選ぶなどしてやっていくしかないのではないかと考えている。

サラリーマン層を参加し易くするための有給休暇制度も大切だが，育児や介護に携わっている人に対する補償が確立される必要がある。また，企業に勤めている人であっても，正社員でない人が多い現状においては，休暇が取れても収入が減ってしまうことから参加に消極的になるのではないか。

裁判員として参加すれば，日当が支給されることになっている。検察審査会の審査員には，1日当たり8000円が支払われている状況であり，裁判員に対して幾ら支払われるか決まっていないが，収入等の状況によっては，損失が出る人もあり得る。

労使間の話し合いによって就業規則に裁判員制度に参加するための休暇制度を盛り込むことができればよいが，それは小さい企業ほど難しいのではないだろうか。

幼児や介護者を施設などに預けたりすることが必要な人にとっては，その際の費用も負担してもらえよう実費負担の制度がないと，参加するのは難しいのではないか。

裁判所に育児コーナーを設け、ボランティア団体などから保育士を派遣してもらって幼児の世話をすることができれば、少なくとも幼児を抱える人の参加については解決できるのではないか。

有料のファミリーサポートの制度を利用すれば、裁判所まで保育士に来てもらって幼児の世話をすることは可能になると思うし、福祉センター内には子供を預かる場所もある。市役所ではそのような状況を把握しているはずであり、ファミリーサポートの制度は、登録しておけば個人でも団体でも利用できたはずである。

先ほど、裁判員制度は、裁判が行われる前に審理計画を策定し、審理日数を確定するという説明を受けたが、審理日数が延長されることはないのか。

90パーセント以上はそのようなことはないと考えているが、公判前の被告人の主張が公判において変わってしまい、予定していた審理内容を変更する必要性が生じることもあり得る。

評議における結論は全員一致が原則か。

意見が分かれた場合、基本的には多数決で決めることになる。しかし、その場合でも、十分に評議を尽くしてもなお意見が一致しないので最終的に多数決により決めるということになるものである。

裁判員裁判における1日の審理時間はどれくらいになると考えればいいのか。

見込みであるが1日のスケジュールは、午前10時から午後0時まで、午後1時から午後6時までの時間で公判ないし評議を行うことになると考えている。しかし、当初の予定の日数で審理を終える必要があることを考慮すると、予定時間を超えて評議などが行われることもあり得る。

畜産業を営んでいて1日も職場を離れることができないような人には、何らかの配慮が必要ではないか。

職業によって裁判員としての参加を考慮することも必要ではないかという意見があったが、それでは、各層の人が裁判員として参加するというコンセプトからはずれてしまう恐れがあり、そのような対応がいいのかという気持ちもある。

裁判員候補者に選ばれて裁判所に来るまでの期間はどれくらいを考えているのか。

審理期間が3日くらいまでの事件については、4週間ないし6週間前には通知されることになると思われ、それ以上の審理期間が予定されている事件については、6週間ないし8週間前には通知が届く扱いが相当であろうと考えられている。

仕事などの段取りをした上で裁判員として参加するためには、1か月以上前に通知がないと難しいのではないか。

裁判員には、日当や交通費以外の手当てについてどのような方向が検討されているのか。

費用弁償については、現状では、日当、宿泊費及び交通費について検討されている状況にあり、それ以外の費用弁償は難しいのではないかとと思われる。

補償は結局税金から支出されるわけであるから、裁判員制度を国民の責任としてやっていくということを定着させるためには、あまり多額の補償をしないほうがむしろいいのではないかと考える。国民には、裁判員としての参加が義務であることを定着させることが大切なのではないだろうか。

裁判員として参加してもらうためには、市や県といった行政機関にもバックアップしてもらう態勢を構築することが必要ではないか。

裁判所としては、利用できるサービスを把握しておき、いつでも活用できるような態勢を整えておくことが必要だと思う。

NPO法人やボランティアにサポートを依頼できるような態勢を整備することも考える必要があるのではないだろうか。

裁判員として参加する人がどのような仕事や環境にあるかによって、どのようなサポートができるかを検討すべきではないだろうか。

裁判を3日とか5日とかの審理日数で行うことは、裁判所にとっても大変なことだが、その一方で、被告人の権利が十分に保障されるような裁判をやっていただきたい。

第5 次回委員会について

地裁委員会は、開催テーマを今回と同様に「裁判員が裁判に参加し易くするための方策について」とし、平成19年1月30日から2月2日までの間のいずれかの日に、また、家裁委員会は、開催テーマを「夫婦関係事件の家庭裁判所における手続」とし、2月21日から23日まで間のいずれかの日にそれぞれ開催する方針とし、具体的な開催日時は、庶務担当から改めて通知することとした。

第6 閉会

以 上